4－3

自治一般

公文書非公開処分取消請求事件（豊島区）

住民監査請求に基づく監査の結果において引用した民事訴訟の判決書の写しを全部非公開とする旨の決定が不適法であるとして取り消された事例

〔東京地裁　令和３年１月15日判決
公文書非公開処分取消請求事件
令和２年(行ウ)第139号
認容・確定〕

≪参照法条≫
豊島区行政情報公開条例７条２号・５号・６号・８条

≪当 事 者≫
原　　告　甲野花子(仮名、X)
被　　告　豊島区(Y)
同代表者豊島区代表監査委員
乙田太郎(仮名)
処分行政庁豊島区監査委員
乙田太郎(仮名)
(ほか３名)
同訴訟代理人弁護士　澤田　稔
(ほか３名)

概　要

≪事案の概要≫

１　本件は、原告が、豊島区行政情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、実施機関である処分行政庁である豊島区監査委員に対し、処分行政庁が住民監査請求に基づく監査の結果において引用した民事訴訟の各判決に係る各判決書の写し（以下「本件各文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分行政庁から、本件各文書が本件条例７条６号所定の非公開情報に該当するとして、本件各文書の全部を非公開とする旨の決定（以下「本件決定」という。）を受けたことについて、本件決定の取消しを求めた事案である。

２　本件条例は、５条で、豊島区の区域内に住所を有する者等所定のものは、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政情報の公開を請求することができる旨を、７条柱書きで、実施機関は、５条に基づく公開の請求があったときは当該公開請求に係る行政情報に７条各号に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者に対し、当該行政情報を公開しなければならない旨を定める。本件で非開示情報該当性が問題となっているのは、２号、５号及び６号の該当性であり、その定めの概要は次のとおりである。

２号　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの

５号　豊島区の機関の内部若しくは相互間又は豊島区の機関と国等（国、独立行政法人等又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）若しくは公開請求者以外のものとの間における審議、検討、協議、調査研究等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて豊島区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

６号　豊島区の機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

なお、本件条例は、上述した非開示情報の定めのほか、８条において部分開示についての定めをも置いており、具体的には、１項では、実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分している場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない旨を、２項では、公開請求に係る行政情報に７条２号の情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、住所その他の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、８条１項の規定を適用する旨を定める。

３　本件各文書は、処分行政庁が、住民監査請求に係る監査における調査の過程で同文書の所持者から任意に交付を受けた文書であるところ、監査委員が行う調査、書類提出要求等（自治法199条８項）については、強制力や罰則は定められておらず、当該関係人がこれらに応じるか否かは任意であると解されている。そのため、被告は、本件各文書を公開することとなれば、当該各所持者との信頼関係を損なうことになることや、本件各文書に記載された情報が特定の個人を識別することができるものであること等を挙げて、本件条例７条２号、５号及び６号所定の非公開情報に該当すると主張していた。

≪裁判所の判断≫

１　裁判所は、本件各文書は、次のとおり、本件条例７条２号、５号及び６号所定の非公開情報に該当しないと判断した。

(1)　本件条例７条６号、同条５号該当性について

民事訴訟法上、秘密保護のための閲覧等の制限に係る決定がされた場合（同法92条１項）を除き、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求できるところ（同法92条１項）、本件各事件につき上記閲覧制限の決定がされたことはうかがわれないから、本件各文書に記載された情報は、何人も上記閲覧請求を通じて取得し得る性質のものである。また、仮に処分行政庁が将来行う調査等において、特定の事件に係る判決書の写しをその所持者から任意に交付を受けられないとしても、訴訟記録の閲覧請求を通じて、当該判決書の写しに記載された情報と同じ情報を取得することはできる。

したがって、本件各文書を公開した場合に、処分行政庁が行う監査の事務の適正な執行において公にすることの公益性を考慮してもなお看過し得ない程度の支障を及ぼす蓋然性があるとは認められないし（６号該当性否定）、本件各文書の各所持者との信頼関係を損ない、結果として、処分行政庁が行う将来の監査において当該調査対象者から必要な資料等を得ることが非常に困難になる蓋然性があるとも認められない（５号該当性否定）。

(2)　本件条例７条２号該当性について

本件各文書の全部が本件条例７条２号所定の非公開情報に該当するとは認め難い上、仮に、本件各文書の一部に氏名、住所やその他の特定の個人を識別することのできるものが記録されているとしても、本件決定では同号該当性と部分公開に係る判断が何らなされておらず、本件各文書につき、同号所定の非公開情報が記録されているとして全部不開示とすることはできない。

２　本判決は、監査委員が文書の所持者から任意で交付を受けた民事訴訟の判決書写しの非公開情報該当性が問題となった事例であり、同種の事案の処理に当たって、実務上の参考となる。

【主　文】

１　処分行政庁が令和２年３月31日付けで原告に対してした行政情報の全部を非公開とする旨の決定（元豊監発第ｊ号）を取り消す。

２　訴訟費用は被告の負担とする。

【事実及び理由】

第２　事案の概要

本件は、原告が、豊島区行政情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、実施機関である処分行政庁に対し、処分行政庁が住民監査請求に基づく監査の結果において引用した民事訴訟の各判決に係る各判決書の写し（以下「本件各文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分行政庁から、本件各文書は本件条例７条６号所定の非公開情報に